

# 広島文化学園大学公的研究費補助金の取扱に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、広島文化学園大学（以下「本学」という。）における専任教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

## (定義)

第3条 この規程において競争的資金等とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 その他の補助金の事務については、当該補助金に係る法令等に定めるもののほか、本規程に準じて取り扱うものとする。

3 この規程において、「研究代表者等」とは、本学の専任教員で、第1項及び前項に掲げる競争的資金等による事業を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

4 この規程において、「各キャンパス」とは、広島 坂キャンパス、呉 郷原キャンパス、呉 阿賀キャンパス、広島 長束キャンパスの4キャンパスをいう。

## (法令等の遵守)

第4条 研究代表者等は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の条件を遵守しなければならない。

## (責任と権限)

第5条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、副責任者及びキャンパス責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、総括副学長、副学長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号の業務を遂行し、研究科長、学部長及び大学・短大事務局長をもって充てる。

(1) 自己の管理監督又は指導する研究科、学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、研究科、学部等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する研究科、学部等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 5 コンプライアンス副責任者は、前項に定めるコンプライアンス推進責任者の業務を補佐し、学科長及び事務部長をもって充てる。
- 6 キャンパス責任者は、各キャンパスにおける競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各キャンパスの事務部長をもって充てる。
- 7 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及びキャンパス責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口等の設置)

第6条 本学における競争的資金等に係る使用ルール・事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、各キャンパスの事務部総務課内に設置する。
- 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る使用ルール・事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第7条 キャンパス責任者は、競争的資金等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(不正防止計画の実施報告)

第8条 キャンパス責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その実施について、キャンパス責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 キャンパス責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。報告内容が不相当と認める場合には、キャンパス責任者に対し改善を求めることができるものとする。
- 5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(コンプライアンス委員会)

第9条 本学に次のメンバーで組織するコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 最高管理責任者
  - (2) 統括管理責任者
  - (3) コンプライアンス推進責任者
  - (4) コンプライアンス推進副責任者
- 2 最高管理責任者が必要と認めた場合は、委員会を招集し、監事、公認会計士と協議の上、より効果的な不正防止計画を策定し、又は改善策を検討するものとする。

(不正使用に対する通報)

第10条 何人も、競争的資金等の不正使用（法令、その他本学又は資金配分主体が定めた規程等に反する競争的資金等の使用をいう。以下同じ。）の疑いを発見したときは、広島文化学園公益通報等に関する規程（以下「公益通報規程」という。）により通報するものとする。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は事務部総務課とする。

3 業者の不正関与が明らかになった場合は、取引停止等厳正に対処する。

4 その他、不正使用に対する通報の扱いについては、公益通報規程によるものとする。

（調査委員会）

第11条 競争的資金等の不正使用について調査するため、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含んで組織するものとする。

（競争的資金等の経理事務の委任）

第12条 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理に関する事務を、事務部長に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、事務部長は事務部の該当部署にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

（経理事務の準拠）

第13条 各キャンパスの競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに広島文化学園経理規程（以下「経理規程」という。）、広島文化学園旅費規程（以下「旅費規程」という。）及びこれらに基づく定めによるものとする。

2 競争的資金等による物品の発注業務は、経理規程により、事務部総務課が行う。

3 前項により発注した物品の検収業務は、事務部総務課が行う。

4 研究代表者等は、謝金を支出する場合において、作業等提供者の出勤状況が確認できる書類を整備するものとする。

5 競争的資金等による研究の遂行に必要となる研究の協力をする者（研究代表者等以外の者に限る。）の雇用は、本学が採用し、研究の協力をする者に直接支払うものとする。

（競争的資金等の受入）

第14条 競争的資金等の受入口座は、理事長名義の口座とする。

（間接経費の大学への譲渡）

第15条 研究代表者等は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

2 間接経費の経理事務は、競争的資金等の取扱いに準ずる。

（競争的資金等により取得した設備等の寄附手続等）

第16条 学長は、競争的資金等により取得した設備・備品（以下「設備等」という。）の寄附受入に関する権限を、事務部長に委任するものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄附を行うこととされているものにあつては、経理規程により寄附手続を行わなければならない。

（設備等の管理の委任等）

第17条 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施にあたり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を事務部総務課に委任することができる。

3 第1項に規定する研究代表者等は、設備等の管理事務を委任したときは、使用責任者として責務を果たすものとする。

(管理帳簿への記録)

第18条 前条第1項に掲げる設備等を取得したときは、経理規程により手続きを行わなければならない。

(研究代表者等の管理する物品の減価償却の方法)

第19条 第17条第1項に規定する設備等は、経理規程により減価償却を行うものとする。

(設備等の返還)

第20条 研究代表者等が他の所属機関に所属することになる場合は、研究代表者の求めに応じて、前条の規定により本学に寄附された設備等を研究代表者等に返還するものとする。

(内部監査)

第21条 最高管理責任者は、競争的資金等による事業について、毎年無作為に抽出し、内部監査を実施するものとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(学芸学部の設置及び副学長の新設に伴う所要の改正)

5 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成27年3月1日から施行する。(文部科学省のガイドラインの見直しに伴う改正)

7 この規程は、平成27年4月1日から施行する。(組織改正に伴う改正)

<参考 間接経費の使用について>

**【間接経費の使用基準】**

1. 間接経費の用途は、既存の建物、構築物、備品に係る支出、又はこれらに付随する消耗品等の経費に充てる。
2. 間接経費の一部を新規の建物、構築物、備品に係る支出、又はこれらに付随する消耗品等の経費に充てる事が出来る。この場合、新規購入できる建物、構築物、備品及びこれに付随する消耗品等に係る支出は、間接経費総額の5割以内とする。
3. 間接経費で新規に購入できる備品は、原則として管理用機器備品とする。